交野市住民活動災害補償制度契約仕様書

1 名 称

交野市住民活動災害補償制度

2 対象事故

住民団体又は市が行う日帰りの住民活動の遂行に起因する急激かつ偶然な外来の 事故で、その団体の代表者又は指導者の管理下における活動中及び通常の往復経路 中の事故(日射病、熱中症を含む)

(1) 対象者

- ① 住民活動の参加者(市内在住者に限る。)
- ② 市が主催・共催する行事及び事業等の参加者(他市町村在住の者を含む。)
- ③ 住民活動の指導者等(他市町村在住の者を含む。)

(2) 定義

- ① 「住民団体」とは、主たる活動拠点を市内に有する区、自治会その他市長が認めたものをいう。なお、住民団体の事前登録等は行わない。
- ② 「住民活動」とは、住民団体及び市がその参加者に報酬を支払うことなく、公 共の福祉の向上のために行う事業又は活動で、別表1に掲げるものをいう。 ただし、日帰りのものに限る。
- ③ 「参加者」とは、住民活動に直接参加する者(指導者等を除く)をいい、住民活動における単なる見物人・観客を除く。
- ④ 「指導者等」とは、住民活動の運営に携わる者もしくは指導的地位にある者又はこれらに準ずる者をいう。

3 契約の締結

市は、毎年度予算の定める範囲内において、市が指定する保険会社との間に保険契約を締結するものとする。

4 保険期間

令和6年7月1日16時から令和7年7月1日16時まで

5 保険種類

(1) 傷害補償

住民活動中に参加者、指導者等が急激かつ偶然な外来の事故、熱中症、日射病によりケガ又は死亡した場合、保険金を支払う。

① 傷害補償金

死亡補償金	事故日から(その日を含む。以下同	1名につき
	じ。) 180 日以内にその事故がもとで	500 万円
	死亡した場合	
後遺障害補償金	事故日から 180 日以内にその事故	1名につき
	がもとで後遺障害が生じた場合	500 万円
		に別表 2 の各
		号の割合を乗
		じた額
入院補償金	事故によるケガのため入院による	1日につき
	医師の治療を受けた場合	3,000円
	事故日から 180 日を限度	
通院補償金	事故によるケガのため通院による	1日につき
	医師の治療を受けた場合	2,000 円
	事故日から 180 日以内で 90 日を限	
	度	

② 免責

住民活動上の事故について、法令による災害保障の定めがある場合、補償金の一部又は全部の支払い義務を免れる。

(2) 賠償責任保険

住民活動上の事故による人の災害、又は財物の毀損については市、住民団体、 又は指導者等が法律上の賠償責任を負った場合にてん補する。

① てん補限度額 身体障害賠償 1事故 5億円 1名最高 1億円

財物損壊賠償 1事故 500万円

② 免責 免責金はなしとする。

住民活動上の事故による災害について、被害者が法令による賠償その他これに類する給付を受けるべき場合は、その 金額の限度において支払い義務を免れる。

6 事故の認定

事故の認定は、市長(市において組織する機関に権限を委譲している場合には当該機関とする。)が決定するものとする。

ただし、認定に疑義が生じた際は、保険会社と協議するものとする。

7 住民活動の範囲の協議

住民活動の範囲について疑義が生じたときは、市長(市において組織する機関に 権限を委譲している場合には当該機関とする。)と保険会社が協議し、市長が決 定するものとする。

8 その他

この保険は、住民数を基礎数値として保険料を算出し、保険期間終了後に確定精 算しないものとする。

保険金の支払は、保険会社から支払を受ける者に直接又は市の指定する口座に支払われるものとする。

9. 参考資料

交野市住民活動災害補償制度実施要綱

(参 考)

市人口 77,274 人 世帯数 34,003 世帯 (令和 5 年 9 月末日現在)

1. 過去の保険金の支払い状況について

	20 年度	21 年度	22 年度	
傷害保険	39件 308,000円	28件 805,000円	12件 237,000円	
賠償責任保険	1件 23,000円	2件 82,290円	1件 968,000円	
	23 年度	24 年度	25 年度	
傷害保険	3件 144,500円	9件 162,000円	6件 99,000円	
賠償責任保険	0件 0円	1件 68,800円	0件 0円	
	26 年度	27 年度	28 年度	
傷害保険	4件 409,500円	6件 261,000円	5件 56,000円	
賠償責任保険	4 1 409, 500 1	0 件 201,000 円	5 件 50,000 円	
	29 年度	30 年度	31 年度 令和元年度	
傷害保険	8件 300,000円	15 /H 264 000 FF	9件 230,000円	
賠償責任保険	1件 132,840円	15 件 364,000 円	1件 369,200円	
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
傷害保険	4件 91,500円	2件70,000円	4件 60,000円**1	
賠償責任保険	0件 0円	0件 0円	0件 0円	

※1:障害保険うち1件で、受傷者より保険金未請求

【令和5年度】(令和5年9月末日現在)

対応件数 5件(傷害保険:2件/賠償責任保険:3件)

保険金支払額 1,178,680 円 (傷害保険:108,000 円/賠償責任保険:1,070,680 円)

2. 過去の保険料について

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
傷害保険	706, 060 円	636, 590 円	621,770 円	638, 530 円
賠償責任保険	63, 790 円	49,920 円	57,840 円	160, 490 円
合計	769, 850 円	686,510円	679, 610 円	799, 020 円

	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
傷害保険	630, 050 円	660, 690 円	E10 4E0 III	E99. 760 III
賠償責任保険	323, 610 円		510, 450 円	528, 760 円
合計	953, 660 円	660, 690 円	510, 450 円	528, 760 円

	28 年度	29 年度契約分	30 年度契約分	31 年度契約分 (令和元年度)
傷害保険	- 487, 830 円	512 040 III	531,000円	445 510 M
賠償責任保険		513, 940 円		445, 510 円
合計	487, 830 円	513, 940 円	531,000 円	445, 510 円

	2年度契約分	3年度契約分	4年度契約分	5年度契約分※1
傷害保険	501 410 III	400, 180 円	345, 890 円	428, 000 円
賠償責任保険	501, 410 円	400, 180 円	345, 890	428,000 🖯
合計	501, 410 円	400, 180 円	345, 890 円	428,000 円

※1: 令和5年度契約については、保険期間を令和5年4月1日16時~令和6年7月1 日16時までの1年3か月としております。

3. 事務処理

- (1) 保険会社から保険金請求関係書類を総務部地域振興課に送付
- (2) 住民団体又は市行事担当課から総務部地域振興課へ事故報告
- (3) 当事者において保険金請求関係書類を記入後、総務部地域振興課から保険会社へ保険金請求関係書類の送付
- (4) 保険会社から被保険者へ保険金の支払い(原則、銀行振込)
- (5) 保険会社から総務部地域振興課へ保険金を支払った旨の通知
 - ※ 10万円以下の保険金請求の場合は、医師の診断書は不要とする。 ただし、診察券の写しを提出することとする。
 - ※ 事故発生状況等の証明は、総務部地域振興課において行う。